

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：) <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整) <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 (全工種) 施工時期及び施工時間 (8:30 ~ 17:00) 施工方法 () <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 () <input type="checkbox"/> 占有物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 <input type="checkbox"/> 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日 (工事着手期限日) までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日 (三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日) を着手日に設定すること、及び設定した着手日より工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業連業共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任 (監理) 技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他 ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 () <input type="checkbox"/> その他 ()
公営対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> 漁業関係による調整 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 (<input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 () <input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 工事の施工に関して、施工期間 (契約時から完成時まで) においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 <input type="checkbox"/> 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 <input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<p>交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>交通誘導警備員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外</p> <p>交通誘導警備員の配置人員数</p> <p><input type="checkbox"/> 概算人数による算出</p> <p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。)</p> <p>② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人)) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)</p> <p>交通誘導警備員の配置時間 ()</p> <p>交通誘導警備員の配置期間 ()</p> <p>交通誘導警備員配置の対象工種 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) ・近接施設 (<input type="checkbox"/> 擁壁 () <input checked="" type="checkbox"/> ブロック塀 <input checked="" type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <p><input type="checkbox"/> 工法制限あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限を受ける工種 () ・制限内容 () <p><input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<p>経路及び使用期間の制限内容 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>用地及び構造 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>安全施設 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 転用あり (回) <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工方法 () <input type="checkbox"/> その他 ()
建設発生土・産業廃棄物関係	建設発生土受入地の指定あり 建設発生土受入地未定 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 受入地の条件 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (場内処分)) <input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。 (<input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L= km、 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 (<input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電磁流量計)) <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 (<input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場 () <input type="checkbox"/> 最終処分場 () <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他 (混砕処分)) 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
工事支障物件関係	工事支障物件あり その他 ()	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 支障物件名 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 移設時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 防護 () <input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件内容及び内容
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュヤラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（工購入先当たり工検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議する。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 間伐材製工事用パリケード・看板・標示板 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（令和 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和3年7月）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日 を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> ※設計図書の写真の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を（例示（公財）三重県建設技術センター）に委託しているもので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならぬ。また、書類（施工体制制帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 <input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件		<p><input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> (土木) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (土木) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (港湾) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (港湾) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (農業農村整備工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (農業農村整備工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (森林整備保全工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (森林整備保全工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (漁港漁場関係工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (漁港漁場関係工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「快速トイレ設置工事」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書【令和2年7月改定版】」を適用</p> <p><input type="checkbox"/> (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書【令和3年8月6日改定版】」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書【令和2年8月制定版】」を適用 ※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事</p> <p><input type="checkbox"/> (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事資料 ・ 工事実施計画書 <p><input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者指定型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定する施工プロセス <ul style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量（指定） ② 3次元設計データ作成（指定） ③ ICT建設機械による施工（指定） ④ 3次元出来形管理等の施工管理（ ） ⑤ 3次元データの納品（ ） ・ ICT建設機械の施工 <ul style="list-style-type: none"> □ 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ □ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ ・ ICT活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・ ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・ ICT活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・ ICT活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・ ICT活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・ ICT活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件		<input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（浚渫工（港湾））」特記仕様書【施工者希望型】令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（基礎工（港湾））」特記仕様書【施工者希望型】令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（プロック据付工（港湾））」特記仕様書【施工者希望型】令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設現場の遠隔臨場に関するモデル工事 特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真のみ） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ 〇 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 1部 ）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 3年 7月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土情報センター（https://ngic.or.jp/）） <input type="checkbox"/> 検定料金の上（ 〇 A検定 <input type="checkbox"/> B検定 ） （注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係企業 下請企業 次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
県内企業使用 管内企業 優先使用	県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定すること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定すること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用によるよう努めること。 <input type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	県産木材の利用を指定する工種あり	<input type="checkbox"/> 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 (工種： <input type="checkbox"/> 工事案内看板（標示板） <input type="checkbox"/> 仮設防護柵工 <input type="checkbox"/> 公園施設工（ ） <input type="checkbox"/> 植栽支柱工 <input type="checkbox"/> 木製ガードレール <input type="checkbox"/> 柵工 <input type="checkbox"/> 筋工 <input type="checkbox"/> 型枠工 <input type="checkbox"/> 視線誘導標 <input type="checkbox"/> 治山ダム工 <input type="checkbox"/> 土留工 <input type="checkbox"/> 伏工（丸太伏工） <input type="checkbox"/> 階段工 <input type="checkbox"/> 案内標識 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなくてはならない。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示すること。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 <input type="checkbox"/> 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと
不当要求等を 受けた場合の 措置	不当要求等を受けた場合の措置	<input type="checkbox"/> 三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいきます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から四日市建設事務所 副所長兼総務・管理室長（不当要求等防止責任者）に報告様式「三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、四日市建設事務所 副所長兼総務・管理室長（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。 <input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
工事実態調査	工事実態調査	<input type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなくならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
社会保険等未加入 対策	社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
特例監理技術者の 設置	特例監理技術者の設置	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約等が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。

(6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。

関第2配水池緊急遮断弁設置工事

[特記仕様書]

－ 目 次 －

第1章	総 則
第1節	適用範囲
第2節	一般事項
第2章	概 要
第1節	設備概要
第2節	運転概要
第3章	緊急遮断弁設備
第1節	機器仕様
第4章	据付工事、外
第1節	据付工事
第2節	配管工事
第3節	電気配線工事
第4節	塗装工事
第5節	試運転調整
第6節	引渡しおよび保証

第 1 章 総 則

第 1 節 適用範囲

1. 本仕様書は、「関第2配水池緊急遮断弁設置工事（以下「本工事」という）」の施工に適用する。
2. 本仕様書は、「本工事」施工に関する特有な仕様事項を示すものであり、共通的なものは、三重県公共工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、電気設備技術基準、内線規定、水道工事標準仕様書および諸関係法規による。
3. 契約書、設計図書および本特記仕様書は、前項の共通仕様書および技術基準等に優先する。
4. 受注者は、前項の仕様書および技術基準の内容は勿論のこと、諸関係法規等を現場責任者に充分理解させ、監督員の指示に従って完全に施工すること。

第 2 節 一般事項

1. 受注者は着工に先立ち、実施工程表、施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得ること。
2. 受注者は、設計図書、仕様書にもとづき詳細設計を行い、製作および施工承認図書を監督員に提出し、その承諾を得ること。
3. 施工計画書および施工図等は、全ての工種を総合的に表示計画すべきものであり、受注者は工程管理にあたり常に全ての工種関連性を明確に確認できる図書を監督員に提出し、必要な指示、承諾等を受けると共に常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討し、工事の円滑な進行を計らなければならない。
4. 二次製品については、現場搬入または施工前に仕様カタログ、サンプル等を監督員に提出し、その承諾を得ること。
5. 工事写真撮影は、三重県公共工事共通仕様書に基づき撮影し、1部提出のこと。尚、必要に応じて提出部数を増す場合があるので、ネガ等は整理しておくこと。
6. 工事用電力および工事用水等の設備は、受注者の負担で関係法規に基づき施工しなければならない。また、工事施工に必要な資材置場、残土捨場、現場事務所等は、受注者の負担により責任を持って措置すること。
7. 工事施工に伴う資材、重機等の運搬車輛の運行については、施工計画に基づくと共に、事前に監督員と協議し、使用する道路等の維持管理および交通安全対策について必要な措置を講じること。
8. 停電または既設機器の停止を必要とする場合は、その日時と作業内容を明確にして事前に申請し、監督員の了解を得ること。なお、申請にあたっては、事前に監督員と十分な協議を行い、施設の運用に与える影響を最小限とすること。

9. 本工事によって、既設構造物あるいは設備機器に損害等を与えた場合には、監督員の指示に従い、受注者の責任において原形に復すること。
10. 現場責任者は、常に監督員と連絡が可能なようにしておくこと。また、非常時の緊急連絡体制についても完備しておくこと。
11. 受注者は、工事完了後竣工図書を作成し、監督員の承諾を得て完了届けと同時に提出すること。なお、本工事の竣工図書は2部提出するものとするが、監督員の指示により縮小版を追加する場合がある。
12. 本工事に係る検査、試験および試運転に要する一切の費用は、受注者の負担とする。
13. 本工事に係る関係諸機関への手続きに伴う書類作成は、監督員と協議の上、原則として受注者で行うこと。なお、申請費用等は受注者の負担とする。
14. 本工事完了後の瑕疵担保責任の存続期間は1年とし、当該施設に瑕疵があった場合には、受注者の責任において措置すること。
15. 本工事完了後、上水道課担当職員に対し運転操作および保守等についての説明を行うこと。その内容および日程については、監督員と協議し決定するものとする。

第 2 章 概 要

第 1 節 設備概要

1. 本工事は、緊急遮断弁および操作盤を施工するものであり、関連する機器の製作、据付・配管・配線工事および試運転調整までを行うものとする。
2. 本工事は、既設流量計室内に遮断弁および流量計を、屋外に操作盤を設置するもので、設備の主な機器および工事概要を以下に示す。

① 緊急遮断弁	口径200mm、油圧分離形、ウエイト式遮断方式
② 地震計	機械式 水平全方向 設定震度150gal
③ 緊急遮断弁盤	屋外用自立形 1面
④ 流量計	電磁式流量計 φ200
⑤ 応急給水用採水口	地下式 φ75 補修弁を含む
⑤ 水道用急速空気弁	FCD製 φ25
⑤ 既設盤改造	緊急遮断弁盤電源分岐、計装計器改造等 既設盤メーカー シャープ製
3. 既設流量計室内には、既設流量計が設置されている。本工事は、その流量計を撤去し、室内配管の改造により、緊急遮断弁、応急給水用採水口、流量計、急速空気弁を設置するスペースを確保し、左記機器を室内で設置する。
4. 緊急遮断弁操作盤等の電源は、既設盤の改造により分岐し供給するものとする。また、各種計装類の信号は、後日別発注工事において中央監視設備へ接続する予定があることから、端子台を設け、その後の繋ぎ込みが容易に行えるよう既設盤を改造すること。接続する計装類の信号については、監督員との協議により決定すること。

第 2 節 運転概要

1. 緊急遮断弁は、感知方式として①震度、②流量、③震度流量併用を任意に選択して行えるようにする。また、自動中間停止機能を有するものとする。
2. 緊急遮断弁の復帰方法として、操作盤で遠隔復帰できるものとする。油圧式又は電動式とする。電動式とする場合は、手動式を併用すること。

第 3 章 緊急遮断弁設備

第 1 節 機器仕様

1. 緊急遮断弁

- (1) 口径 200mm
- (2) 弁型式 横型バタフライ弁
- (3) フランジ 上水 7.5k
- (4) 材質・塗装 FCD製450-10
内面エポキシ樹脂粉体塗装
- (5) 遮断方式 ウェイト式
- (6) 数量 1基
- (7) その他

2. 地震計

- (1) 方式 機械式 水平全方向
- (2) 設定震度 150gal
- (3) 数量 1基
- (4) その他

3. 緊急遮断弁盤

- (1) 盤本体構造 屋外用 鋼板製自立形
- (2) 電源 単相100V 60HZ
- (3) 感知方式 震度、流量、震度流量併用を任意に選択できること
- (4) 弁復帰装置 操作盤で遠隔復帰 油圧式又は電動式
電動式の場合は、手動式を併用すること
- (5) 自動中間停止 設定した開度で自動的に弁を停止できること
中間開度は監督員と協議により決定
- (6) 流量警報設定 監督員と協議により決定
- (7) 盤面表示 制御電源、自動、地震感知、弁中間停止、電磁弁電源断、手動、異常流量、弁中間停止解除、Bユニットオーバートルク、オイル不足、切換弁注意、整流器故障、蓄電池電圧低下
- (8) 無停電電源装置 停電時保証時間 1時間程度
- (9) 数量 1面
- (10) その他 予備品として、シリコンオイル、ヒューズ類 1式

4. 流量計

1) 型	式	電磁流量計	水中形
2) 口	径	200	mm
3) 計測範囲		0～100	m ³ /h (参考)
4) 測定方式		2周波励磁方式	
5) 出力信号		4～20	mADC、オープンコレクタ単位パルス
6) 検出部材質		SUS316L	
7) ライニング		PFA	(モールドテフロン)
8) フランジ		JIS7.5K	に適合
9) 構成		(1ループ当り)	
	1台	×	検出器 防滴型
	1台	×	変換器 盤内取付
	35m	×	専用ケーブル
	1式	×	その他必要なもの
10) 精度		0.3%	of rate以下
11) 接地デバイス		アースリング	(SUS316L)
12) 変換器仕様		液晶表示 (LCD)、赤外線スイッチ付、電源100VAC	入出力機能、流量演算機能、出力演算機能、アラーム機能 避雷機能

4. 既設盤改造

既設盤改造の内容としては、以下のとおりとする。

- ・ 緊急遮断弁盤への電源を供給すること
- ・ 流量計からの信号を受信し、盤面へ指示計+緊急遮断弁盤へ送信すること
- ・ 緊急遮断弁盤からの警報信号を受信し、端子台を設け、後日発注予定の中央監視装置への繋ぎ込みが容易に行えるようにすること。
- ・ 接続する計装類の信号については、監督員との協議により決定すること。

5. 無停電電源装置 (緊急遮断弁操作盤、製作価格に含む)

1) 入力	1φ AC100V	50/60Hz
2) 制御方法	PWM	スイッチング方式
3) 冷却方法	自然冷却	
4) 出力公称	DC24V	(蓄電池公称電圧と同じ)
5) 蓄電池形式	小形制御弁式鉛蓄電池	
6) 停電保障時間	1時間	

第 4 章 据付工事,ほか

第 1 節 据付工事

1. 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行い、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
2. 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。
3. 機器の固定方法については、設置する操作盤等の重量から耐震性を検討し、監督員の確認を受けること。また、あと施工アンカーの施工にあたっては引張試験等の必要な施工管理を行うこと。

第 2 節 配管工事

1. 機器廻りの配管は水平、垂直を確認し美観を損なわないよう施工するものとする。また、配管材料は主にフランジ加工製作品を使用し、ボルトナットパッキンで接合するものとする。なお、小口径ねじ加工配管については、ねじ部の肉厚を考慮して（15A・20Aにおいては）sch40 以上のものを使用すること。
2. フランジ継手に用いるボルトおよびナットはステンレス製とし、ボルトの締め付けは片締めにならないよう対角交互に締め付け、最後に増し締め確認を行うものとする。
3. 機器廻りの取り付け配管は、修理や点検が容易に行えるような位置や向きに配慮すると共に、取り外しが容易にできるようにフランジまたは伸縮管等を前後に設けて取り付けなければならない。

第 3 節 電気配線工事

1. 電気配線工事にあたっては、保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはもちろん、次の規定および仕様に適合した工事で行なければならない。
 - (1) 電気技術基準調査委員会内線規定（J E A C）
 - (2) 社団法人営繕協会 電気設備工事共通仕様書
2. 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にしなければならない。また、動力線の色順位は国土交通省仕様とする。
3. 接地工事はD種設置を基本とする。また、各回路の接地は個別に施工するものとする。

第4節 塗装工事

1. 機器の塗装はメーカーの標準色とするが、据付後損傷箇所がある場合はその補修塗装を行なうものとする。
2. メーカーで仕上げ塗装がなされていない機器・材料で特に指定するもの以外は、機械類は錆止め塗装と下塗り上塗りをそれぞれ各1回以上を原則とする。また、仕上げ塗装の色彩については監督員と協議し決定するものとする。

第5節 試運転調整

1. 各機器の現場据付後、受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行ない下記の成績書を提出すること。
 - (1) 絶縁抵抗測定値
 - (2) 接地抵抗測定値
 - (3) その他監督員が指示したもの
2. 試運転終了後、受注者は上水道課監督員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明を行うこと。

第6節 引渡しおよび保証

1. 本工事引渡し後の保証期間は、満1ヶ年とする。なお、保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には当市が指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。